



(2)耐震設計費補助金

木造住宅の耐震設計費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

対象者	補助対象となる木造住宅の所有者で市税の滞納がない人
対象住宅	①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅 ②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外） ③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅
対象事業	次のアからウのいずれかの工事に必要な耐震設計が対象 ア 全部改修工事 イ 部分耐震改修工事 ウ 部分耐震改修後の全体改修工事
補助金額	設計に要する費用の 2 分の 1 (上限 10 万円)
受付期間	令和 7 年 4 月 14 日 (月) から令和 7 年 11 月 21 日 (金) まで ※令和 7 年 12 月 5 日 (金) までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062